

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年 6 月23日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド（アクティブ） 2060
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	2 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、2024年12月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（略）

委託会社の概況（2024年10月末日現在）

（略）

<訂正後>

（略）

委託会社の概況（2025年4月末日現在）

（略）

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

（略）

運用方法

（略）

(b) 投資態度

（略）

* 指定投資信託証券は、2024年12月24日現在以下の通りです。

- フィデリティ・ファンズ - サステナブル・ジャパン株式ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・ファンズ - サステナブル・欧州株式ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・ファンズ - サステナブル・アジア株式ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・ファンズ - サステナブル・エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・サステナブル・リサーチ・エンハンスト・エマージング・マーケット株式 UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

- フィデリティ・サステナブル・リサーチ・エンハンスト・欧州株式 UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

- フィデリティ・サステナブル・リサーチ・エンハンスト・日本株式 UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

- フィデリティ・サステナブル・リサーチ・エンハンスト・米国株式 UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・サステナブル・リサーチ・エンハンスト・アジア株式（除く日本）UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

（略）

- フィデリティ・ファンズ - チャイナ・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

（略）

<訂正後>

（略）

運用方法

（略）

(b) 投資態度

（略）

* 指定投資信託証券は、2025年4月末日現在以下の通りです。

- フィデリティ・ファンズ - 日本株式・ESGファンド—¹（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・ファンズ - 欧州株式・ESGファンド—¹（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・ファンズ - アジア株式・ESGファンド—¹（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・ファンズ - 新興国市場株式・ESGファンド—¹（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF—²（アイルランド籍証券投資法人）
 - フィデリティ・欧州株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF—²（アイルランド籍証券投資法人）
 - フィデリティ・日本株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF—²（アイルランド籍証券投資法人）
 - フィデリティ・米国株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF—²（アイルランド籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・アジア株式（除く日本）・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF—²（アイルランド籍証券投資法人）
（略）
 - フィデリティ・ファンズ - チャイナ・フォーカス・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- 1 2025年3月28日付で変更になりました。
2 2025年2月18日付で変更になりました。

（略）

（２）【投資対象】

原届出書「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ２ 投資方針 （２） 投資対象
指定投資信託証券の概要」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

指定投資信託証券の概要（2025年4月末日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - 日本株式・ESGファンド ¹
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本においてESG（環境、社会、企業統治）に配慮した企業の株式へ投資します。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

1 2025年3月28日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - サステナブル・米国株式ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、米国においてESG（環境、社会、企業統治）に配慮した企業の株式へ投資します。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
設定形態	英国籍証券投資法人 / 英ポンド建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメント・サービスズ（英国）・リミテッド
投資目的	主として米国の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - 欧州株式・ESGファンド ¹
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州においてESG（環境、社会、企業統治）に配慮した企業の株式へ投資します。
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

1 2025年3月28日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - サステナブル・ユーロゾーン・エクイティ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、EMU（欧州通貨同盟）参加国の、ESG（環境、社会、企業統治）に配慮した持続可能な特長を有する企業のユーロ建て株式に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア株式・ESGファンド ¹
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア（除く日本）においてESG（環境、社会、企業統治）に配慮した企業の株式へ投資します。 ¹
費用	管理報酬：1.50% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

¹ 2025年3月28日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域である企業の高配当株式（中国A株B株への投資を含む）に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋地域（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式（中国A株B株への投資を含む）に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - エマージング・マーケット・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、中南米、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含む）、中東等を含む経済が急成長を遂げている国の株式（中国A株B株への投資を含む）に投資します。
費用	管理報酬：1.50％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、ファンドの運用指図に関する権限はFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびFILインベストメント・マネジメント（シンガポール）・リミテッドに委託します。
投資目的	主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：なし 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用（この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。 ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・バリュース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、日本の取引所（地方取引所等を含む）に上場されている株式に投資します。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ジャパン・グロース・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 円建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティUSクオリティ・インカムUCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（米国）
投資目的	フィデリティUSクオリティ・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
費用	管理報酬：0.25％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、アジア太平洋（除く日本）に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある小型の企業の株式（中国A株B株への投資を含む）に分散投資し、長期的な元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：1.50％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.50％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - 新興国市場株式・ESGファンド ¹
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として、ESG（環境、社会、企業統治）に配慮した新興国市場の企業の株式へ投資します。 ¹
費用	管理報酬：1.5％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は1.5％となっていますが、代行手数料相当分である0.75％については、ファンドに割戻しを行ないます。

¹ 2025年3月28日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - グローバル・ボンド・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として世界各国の債券に投資し、米ドルベースでパフォーマンスの最大化を目指します。
費用	管理報酬：0.75％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

注）管理報酬は0.75％となっていますが、代行手数料相当分である0.375％については、ファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名	フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロース・ファンド（適格機関投資家転売制限付き）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロース・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行なうことにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に応じて以下の通り配分されます。 300億円未満の部分：年率0.418%（税抜 0.38%） 300億円以上1,000億円未満の部分：年率0.4125%（税抜 0.375%） 1,000億円以上の部分：年率0.407%（税抜 0.37%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	購入時および換金時にそれぞれ0.1%

ファンド名	フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF ²
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として新興国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.30% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

² 2025年2月18日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・欧州株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF ²
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／ユーロ建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として欧州株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

² 2025年2月18日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・日本株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF ²
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／円建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として日本株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

² 2025年2月18日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・米国株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF ²
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として米国株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.20％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

² 2025年2月18日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アセアン・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主としてASEAN地域の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.80％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・アジア株式（除く日本）・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF ²
設定形態	アイルランド籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として日本以外のアジア先進国株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.20％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

² 2025年2月18日付で変更になりました。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - チャイナ・コンシューマー・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として中国の消費者向けの商品やサービス、製造販売に関連する企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.80％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - グレイター・チャイナ・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として中華圏の企業の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.80％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - チャイナ・フォーカス・ファンド
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 / 米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ）
投資目的	主として中国株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.80％ - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 投資リスク

(略)

■ 主な変動要因

(略)

<エマージング市場に関わるリスク>

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

(略)

■ その他の留意点

(略)

<分配金に関する留意点>

(略)

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(略)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2019年11月～2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2019年11月～2024年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

【代表的な資産クラスの指数】

日本株	TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX)(以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

<訂正後>

(1) 投資リスク

(略)

■ 主な変動要因

(略)

<カントリー・リスク>

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

(略)

■ その他の留意点

(略)

<分配金に関する留意点>

(略)

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等））があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(略)

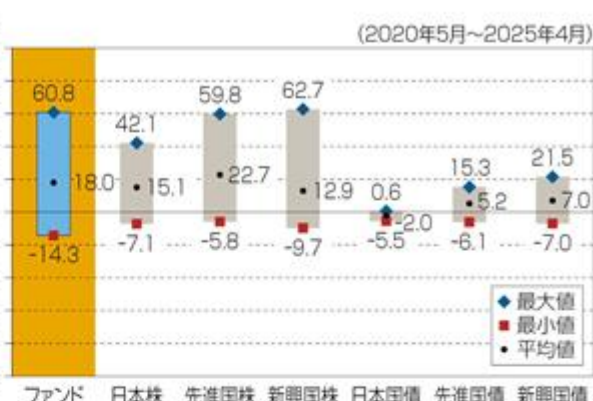
以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
 ※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
 ※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX(配当込)	東証株価指数(TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

<訂正前>

（略）

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（略）

- * 2024年12月24日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、基本資産配分の見直し、投資対象ファンドの変更や投資対象ファンドの信託報酬の変更等によって変動します。

（略）

<訂正後>

（略）

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（略）

- * 2025年４月末日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、基本資産配分の見直し、投資対象ファンドの変更や投資対象ファンドの信託報酬の変更等によって変動します。

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2024年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・ターゲット・デット・ ファンド(アクティブ)2060	1.64%	0.76%	0.89%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間は2023年9月26日～2024年9月25日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識していません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

<訂正後>

（略）

上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、2025年４月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・ターゲット・デット・ ファンド(アクティブ)2060	1.64%	0.76%	0.89%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※対象期間は2023年9月26日～2024年9月25日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドにおいて開示されていない費用がある場合、総経費率に含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(2025年4月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アイルランド	38,698,144	23.43
	日本	25,023,065	15.15
	小計	63,721,209	38.58
投資証券	ルクセンブルグ	65,066,739	39.40
	イギリス	34,840,660	21.10
	小計	99,907,399	60.49
預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,524,032	0.92
合計（純資産総額）		165,152,640	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（ 2025年 4 月30日現在 ）

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	FID US QU INC UCITS ETF USD	アメリカ・ドル アイルランド	投資信託 受益証券	26,598.00	1,552.2307 41,286,233	1,454.9268 38,698,144	23.43
2	FIDELITY AMERICAN FUND A-ACC	イギリス・ボン ド イギリス	投資証券	2,791.70	12,683.04 35,407,249	12,480.09 34,840,660	21.10
3	フィデリティ・ジャパ ン・サステナブル・グ ロース・ファンド（適格 機関投資家転売制限付 き）	日本・円 日本	投資信託 受益証券	10,112,781.00	2.4974 25,255,872	2.4744 25,023,065	15.15
4	FF - EMERGING MARKETS EQUITY ESG FUND A-ACC- USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	10,951.12	2,160.67 23,661,769	2,149.96 23,544,420	14.26
5	FF-EURO DYNAMIC G ACC EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	3,061.78	5,666.68 17,350,156	5,405.13 16,549,305	10.02
6	FF-AMERICAN GROWTH FUND A-ACC-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	2,663.22	5,214.05 13,886,182	4,807.46 12,803,323	7.75
7	FF-GLOBAL BOND FUND A- ACC-EUR(HEDGED)	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	2,749.47	2,150.45 5,912,619	2,166.59 5,956,976	3.61
8	FF-EUROPEAN SMALLER COMPANIES FUND A-ACC- EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	974.31	4,629.80 4,510,862	4,464.54 4,349,845	2.63
9	FF-ASIA PACIFIC OPPORTUNITIES A-ACC- EURO	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	296.67	4,943.10 1,466,470	4,589.41 1,361,540	0.82
10	FF - ASIA EQUITY ESG FUND A-ACC-USD	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	126.08	4,250.66 535,923	3,976.28 501,328	0.30

種類別投資比率

（ 2025年 4 月30日現在 ）

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	15.15
	外国	23.43
投資証券	外国	60.49
合計（対純資産総額比）		99.08

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年４月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	１口当たり純資産額 (円) (分配落)	１口当たり純資産額 (円) (分配付)
１期	(2019年９月25日)	105	105	0.9747	0.9747
２期	(2020年９月25日)	115	115	1.0541	1.0541
３期	(2021年９月27日)	239	239	1.4815	1.4815
４期	(2022年９月26日)	214	214	1.3676	1.3676
５期	(2023年９月25日)	274	274	1.6564	1.6564
６期	(2024年９月25日)	159	159	2.0541	2.0541
	2024年４月末日	347	-	2.0369	-
	2024年５月末日	367	-	2.1395	-
	2024年６月末日	260	-	2.2435	-
	2024年７月末日	167	-	2.0834	-
	2024年８月末日	158	-	2.0378	-
	2024年９月末日	161	-	2.0857	-
	2024年10月末日	172	-	2.1874	-
	2024年11月末日	173	-	2.1791	-
	2024年12月末日	184	-	2.2518	-
	2025年１月末日	180	-	2.2182	-
	2025年２月末日	177	-	2.1350	-
	2025年３月末日	173	-	2.0834	-
	2025年４月末日	165	-	1.9797	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	2.5
第2期	8.1
第3期	40.5
第4期	7.7
第5期	21.1
第6期	24.0
第7期中 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日	3.4

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	112,576,247	4,427,665	108,148,582
第2期	18,156,163	17,073,871	109,230,874
第3期	85,128,281	32,539,458	161,819,697
第4期	48,645,661	53,467,252	156,998,106
第5期	27,106,319	18,265,213	165,839,212
第6期	42,988,751	131,385,460	77,442,503
第7期中 自 2024年9月26日 至 2025年3月25日	16,992,755	11,077,492	83,357,766

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2025年4月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

基準価額	19,797円
純資産総額	1.7億円

分配の推移

決算期	分配金（1万口当たり／税引前）
2020年9月	0円
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
2024年9月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

ポートフォリオの状況

株式

組入投資信託証券	比率
フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF	23.4%
フィデリティ・アメリカン・ファンド	21.1%
フィデリティ・ジャパン・サステナブル・グロース・ファンド（適格機関投資家販売制限付き）	15.2%
フィデリティ・ファンズ・新興国市場株式・ESGファンド	14.3%
フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパダイナミック・グロース・ファンド	10.0%
フィデリティ・ファンズ・アメリカン・グロース・ファンド	7.8%
フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・スモール・カンパニー・ファンド	2.6%
フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド	0.8%
フィデリティ・ファンズ・アジア株式・ESGファンド	0.3%
合計	95.5%

債券・短期金融資産等

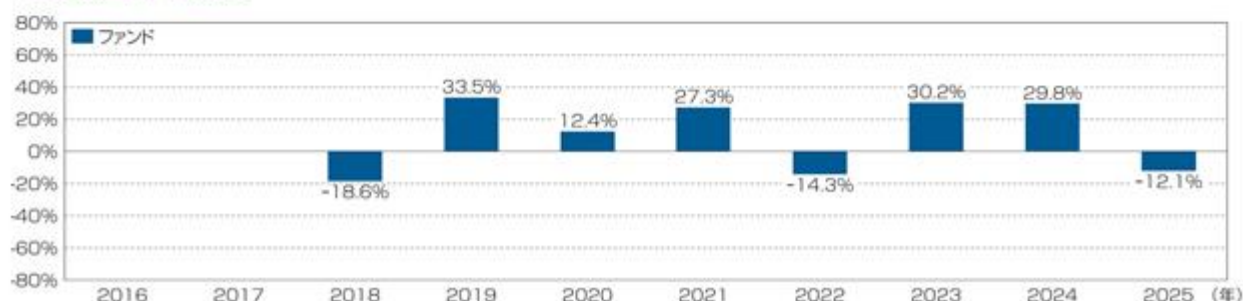
組入投資信託証券	比率
フィデリティ・ファンズ・グローバル・ボンド・ファンド	3.6%
合計	3.6%

※債券・短期金融資産等で組入れるファンドにおいては、株式を組入れる場合があります。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※株式部分は為替ヘッジを行わず、債券部分は為替ヘッジを行なうことを基本とします。なお、市況および資産規模によっては、取引コスト等を考慮し一部が為替ヘッジを行わない場合もあります。

年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2018年は当初設定日（2018年9月26日）以降2018年末までの実績、2025年は年初以降4月末までの実績となります。

第 2 【管理及び運営】

3 【資産管理等の概要】

（ 5 ） 【その他】

< 訂正前 >

（ 略 ）

（c）運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（ 略 ）

< 訂正後 >

（ 略 ）

（c）運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面）を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（ 略 ）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

< 追加内容 >

ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2024年9月26日から2025年3月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

【フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2060】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 6 期計算期間 2024年 9 月25日現在	第 7 期中間計算期間 2025年 3 月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	14,793	15,256
金銭信託	1,978,371	1,045,236
投資信託受益証券	64,904,193	70,719,946
投資証券	93,197,167	105,831,748
その他未収収益	133,167	178,888
流動資産合計	160,227,691	177,791,074
資産合計	160,227,691	177,791,074
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,944	10,018
未払受託者報酬	23,591	15,371
未払委託者報酬	990,253	645,347
その他未払費用	134,307	87,509
流動負債合計	1,152,095	758,245
負債合計	1,152,095	758,245
純資産の部		
元本等		
元本	77,442,503	83,357,766
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	81,633,093	93,675,063
（分配準備積立金）	43,532,570	37,978,261
元本等合計	159,075,596	177,032,829
純資産合計	159,075,596	177,032,829
負債純資産合計	160,227,691	177,791,074

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 6 期中間計算期間 自 2023年 9 月26日 至 2024年 3 月25日	第 7 期中間計算期間 自 2024年 9 月26日 至 2025年 3 月25日
営業収益		
受取配当金	694,500	421,585
受取利息	173	256
有価証券売買等損益	65,893,153	290,257
為替差損益	2,404,427	4,718,073
その他収益	342,015	373,543
営業収益合計	69,334,268	5,803,714
営業費用		
受託者報酬	26,309	15,371
委託者報酬	1,103,950	645,347
その他費用	158,773	195,788
営業費用合計	1,289,032	856,506
営業利益又は営業損失（ ）	68,045,236	4,947,208
経常利益又は経常損失（ ）	68,045,236	4,947,208
中間純利益又は中間純損失（ ）	68,045,236	4,947,208
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,721,035	1,325,563
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	108,854,936	81,633,093
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,068,090	20,254,511
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,068,090	20,254,511
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,728,317	11,834,186
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,728,317	11,834,186
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	183,518,910	93,675,063

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第 6 期計算期間 2024年 9 月25日現在	第 7 期中間計算期間 2025年 3 月25日現在
１．元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	165,839,212 円 42,988,751 円 131,385,460 円	77,442,503 円 16,992,755 円 11,077,492 円
２．受益権の総数	77,442,503 口	83,357,766 口
３．１口当たり純資産額	2.0541 円	2.1238 円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 6 期中間計算期間 自 2023年 9 月26日 至 2024年 3 月25日	第 7 期中間計算期間 自 2024年 9 月26日 至 2025年 3 月25日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.05%以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

1．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（2025年4月30日現在）

種 類	金 額	単 位
資産総額	165,305,755	円
負債総額	153,115	円
純資産総額（ - ）	165,152,640	円
発行済数量	83,421,997	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.9797	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金等（2024年10月末日現在）

（略）

< 訂正後 >

(1) 資本金等（2025年4月末日現在）

（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

2024年10月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託178本、単位型株式投資信託2本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,560,390,811,372円です。

< 訂正後 >

（略）

2025年4月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託176本、単位型株式投資信託2本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,224,512,757,171円です。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,269,485	3,084,299
立替金	59,949	21,131
前払費用	460,082	484,198
未収委託者報酬	9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬	5,354,461	1,086,735
未収収益	5,845	6,173
未収入金	* 1 152,986	221,095
流動資産計	17,329,675	17,864,144
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	* 1 5,953,460	10,338,660
長期差入保証金	11,755	18,010
繰延税金資産	288,014	391,802
その他	230	30
投資その他の資産合計	6,253,460	10,748,502
固定資産計	6,260,947	10,755,990
資産合計	23,590,622	28,620,134
負債の部		
流動負債		
預り金	7	281
未払金		
未払手数料	4,192,323	6,016,095
その他未払金	* 1 2,192,059	3,057,214
未払費用	3,445,819	1,829,913
未払法人税等	1,616,600	1,974,827
未払消費税等	1,176,325	1,106,116
賞与引当金	376,001	587,810
流動負債合計	12,999,137	14,572,260
固定負債		
退職給付引当金	2,028,331	1,704,391
固定負債合計	2,028,331	1,704,391
負債合計	15,027,469	16,276,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計	7,563,153	11,343,482
株主資本合計	8,563,153	12,343,482
純資産合計	8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計	23,590,622	28,620,134

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	* 1	
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費		
調査費	551,589	699,501
委託調査費	15,194,030	16,481,661
営業雑経費		
通信費	139,609	81,011
印刷費	47,328	42,205
協会費	27,212	29,487
その他	2,007	865
営業費用計	41,405,457	51,528,790
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	3,599
不動産賃貸料・共益費	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	* 1	16,559
保険配当金	10,648	-
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
雑損	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
未収入金	4,375 千円	20 千円
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円
受取利息	12,877 千円	43,474 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2023年12月12日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年12月12日 |

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	-
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	5,376
退職給付の支払額	76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	5,376
過去勤務債務の費用処理額	841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	49,451
退職給付の支払額	476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	49,451
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	128,501

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	664,952	559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	288,014	391,802

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	0.84%
過年度法人税等	2.25%	0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期（2023年12月31日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	-	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	-	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 パ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額（注3）	千円 14,263,790	未払金	千円 900,697
親会社	フィデリ テ ィ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当 社 事 業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額（注3） グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 46,398 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 - 47,052 46,398 -
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額（注3）	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額（注3） 投資信託販売 に係る代行手 数料（注4） グループ通算 制度の通算税 効果額	千円 357,778 813,267 478,598	未収入金 未払金 未払金	千円 115,231 72,123 478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （注2）	科目	期末残高 （注2）
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額（注3）	千円 15,291,594	未払金	千円 1,415,860
親会社	フィデリ テ イ ・ ジ ャ パ ン ・ ホ ールディ ングス株 式会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 （注1） 利息の受取 （注1） 共通発生経費 負担額（注3） グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 4,345,000 43,474 253,613 87,964 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 10,288,660 - 31,416 87,964 -
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバード 市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額（注3）	千円 5,362,536	未払金	千円 604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注3)	千円 326,438	未収入金	千円 89,593
							投資信託販売 に係る代行手 数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算 制度の通算税 効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2024年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社SBI証券	54,323百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	大和証券株式会社	100,000百万円	
	あかつき証券株式会社	3,000百万円	
	日本生命保険相互会社	1,450,000百万円* * 相互会社であるため、「基金」の額です。	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
運用の委託先	FILインベストメンツ・インターナショナル	225,365英ポンド (約44百万円*) * 1英ポンド199.02円で換算 (2024年12月末日現在)	主として英国およびヨーロッパにおいて投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。
	FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	178,000,000香港ドル (約3,627百万円*) * 1香港ドル20.37円で換算 (2024年12月末日現在)	主として香港においてファンドの運用、調査、販売業務を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月19日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2060の2024年9月26日から2025年3月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・ターゲット・デート・ファンド（アクティブ）2060の2025年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月26日から2025年3月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。